

あさひかわ保育・幼児教育連携会議開催要綱

(趣旨)

第1条 子どもを取り巻く環境の変化や保育ニーズの多様化に対応し、地域における保育の質の向上を図るため関係者が連携し情報共有及び意見交換を行うことを目的とし、あさひかわ保育・幼児教育連携会議（以下「連携会議」という。）を開催する。

(職務)

第2条 連携会議は、地域における保育の質の向上に関する課題の把握及びその解決に必要な取組についての意見交換等を行う。

(参加者)

第3条 連携会議の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 保育・幼児教育に関し学識経験を有する者
- (2) 保育施設団体関係者
- (3) 幼児教育施設団体関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 連携会議は、市長が招集する。

- 2 連携会議は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(会議の進行)

第5条 連携会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

- 2 進行役は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 進行役に事故があるとき、又は進行役が欠けたときは、参加者のうちあらかじめ進行役が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、子育て支援部こども保育課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携会議に関し必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、子育て支援部こども保育課保育推進担当課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8年 3月 2日から施行する。